

## 土地区画整理法第76条1項の許可申請にかかる提出書類一覧 (仮換地未指定箇所の場合)

No.	書類名	枚数	備考
1	「県中都市計画事業〇〇〇区画整理事業 施行地内建築行為等の許可申請書」	2通 ※県に原本1通、 町に写し1通	
2	委任状	2通 ※県に原本1通、 町に写し1通	任意様式。必要に応じて(申請に関して、建築主が不動産会社等に対して委任する場合のみ)。
3	位置図、案内図	各2部 ※県に原本1部、 町に写し1部	位置が明確にわかるもの。住宅地図の写し可。
4	地積測量図	2部 ※県に原本1部、 町に写し1部	敷地求積図ほか。
5	建築物等の詳細図	2部 県に原本1部、 町に写し1部	配置図 (公図と換地計画線がわかるもの) 構造図 (各階平面図、二面以上の立面図・断面図)ほか
6	登記簿謄本(登記事項証明書)の写し	2部 ※県に原本1部、 町に写し1部	法務局の全部事項証明書。 ※コピーの場合、県中建設事務所で原本を追加提出させるおそれがあるため注意。
7	公図	2部 ※県に原本1部、 町に写し1部	法務局のもの。 ※コピーの場合、県中建設事務所で原本を追加提出させるおそれがあるため注意。
8	その他(必要に応じて)	必要に応じて	
	農地転用の写し		受理通知書の写し。
	不動産売買契約書、土地使用承諾書		土地所有者と建築主が違う場合に必要。

※ このほか、県中建設事務所が審査に必要とする書類の追加提出を求める場合があります。

※ 上記2～7の書類は、主に建築確認申請書類に準ずる書類となっていますので、建築物等の適合性が判断できるような記載内容の書類を用意してください。  
町控え分はコピーでも可能です(県進達分は原本のみ)。

※ 申請者控え分が必要な場合は、上記の枚数にさらにもう1通を追加して提出してください。

※ 申請書の欄外に申請者の捨印、また、すべての図面に、作成者(有資格者)の印鑑を押印してください。

※ 登記情報提供サービスのオンライン登記申請による登記事項の写しは、公的証明効力がないため不可とします。